

道路及び河川等維持管理統合業務委託に係る公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公告

次のとおり業務提案書の提出を招請するので公告する。

令和 7 (2025) 年 7 月 11 日

栃木県烏山土木事務所長 大森 寿章

1 業務概要

(1) 業務名

道路及び河川等維持管理統合業務委託

(2) 履行場所

一般国道 294 号 外 那須烏山市外

(3) 業務内容

本業務は、栃木県烏山土木事務所管内における次に掲げる道路・河川・砂防関係施設等の維持管理業務（ただし、1 件あたりの指示業務金額が 250 万円以下のものに限る。）を委託するものである。なお、数量については管理対象施設全体を記載しており、実際に維持管理が発生する数量とは異なる。

ア 道路維持管理業務	一般国道 294 号外	25 路線 (L= 217.9 km)
イ 道路除雪業務	一般国道 294 号外	25 路線 (L= 217.9 km)
ウ 河川維持管理業務	一級河川荒川（塩谷）外	33 河川 (L= 185.6 km)
エ 砂防施設等維持管理業務	大沢川外	190 箇所
オ 維持補修作業業務		1 式

(4) 履行期間

契約締結日の翌日から起算して 7 日（栃木県の休日に関する条例第 2 条に規定する県の休日も含む。）以内の日から令和 8 (2026) 年 10 月 30 日（金）まで

(5) 発注形式

単体とする。

2 参加表明書の提出者に要求される資格

公告日現在において、次の要件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当していない者及び同条第 2 項の規定に基づく栃木県の入札参加制限を受けていない者であること。
- (2) 栃木県の工事入札参加資格のうち土木一式工事の認定を受けている者であること。
- (3) 栃木県建設工事等請負業者指名停止等措置要領（平成 21 年 3 月 26 日制定）に基づく指名停止期間中の者でないこと。
- (4) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項若しくは第 2 項の規定に基づく再生手続開始の申立てがされている者（同法第 33 条第 1 項規定に基づく再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項若しくは第 2 項の規定に基づく更正手続開始の申立てがされている者（同法第 41 条第 1 項の規定に基づく更正手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (5) 栃木県暴力団排除条例（平成 22 年栃木県条例第 30 号）第 2 条第 1 号又は同条第 4 号の規定に該当する者でないこと。
- (6) 栃木県内に建設業法に基づく主たる営業所（本社又は本店）を有すること。
- (7) 平成 22 (2010) 年度から令和 6 (2024) 年度までの 15 年間のうち国、特殊法人等、都道府県、都道府県出資公社又は市町村発注の道路・河川・砂防関係施設等を総合的に維持管理する業務（以下「同種業務」という。）を元請けとして受注した実績があること。なお、中小企業等協同組合法に

基づく事業協同組合（以下「事業協同組合」という。）が参加しようとする場合には、その組合員たる一事業者の実績で可とする。

- （８）本業務の配置予定者として、主任技術者（建設業法第26条に規定する「主任技術者」又は「監理技術者」をいう。以下同じ。）を専任で１名配置できる者であること。（ただし、栃木県烏山土木事務所が発注し、現在履行中の道路及び河川等維持管理統合業務委託における配置技術者との兼任は可能とする。）

３ 業務提案書の提出者を選定するための基準

２に示す参加資格の要件を全て満たす者であること。

４ 業務提案書を特定するための評価基準

- （１）主任技術者の業務経歴
同種業務の実績
- （２）事業者の業務経歴
同種業務の実績（事業協同組合の場合は、その組合員たる一事業者の実績で可とする。）
- （３）業務の実施方針及び手法
特定テーマに対する提案の内容

５ 手続等

- （１）担当部署

〒321-0621 栃木県那須烏山市中央 1-6-92 栃木県烏山土木事務所管理部総務課

電話 0287-83-1321

E-mail : karasuyama-dj@pref.tochigi.lg.jp

- （２）業務委託説明書の配布期間及び場所

本業務の詳細は、「道路及び河川等維持管理統合業務委託説明書」による。

令和 7 (2025) 年 7 月 11 日（金）から令和 7 (2025) 年 7 月 22 日（火）まで

（ただし土日祝日を除く毎日の午前 9 時から午後 4 時まで）

５（１）の担当部署

- （３）参加表明書の提出

ア 提出期限 令和 7 (2025) 年 7 月 23 日（水）午後 4 時 （必着）

イ 提出先 ５（１）のとおり

ウ 提出方法 電子メールによる。到着確認のため、送信後に電話連絡すること。

- （４）業務提案書の提出

ア 提出期限 令和 7 (2025) 年 8 月 8 日（金）午後 4 時 （必着）

イ 提出先 ５（１）のとおり

ウ 提出方法 電子メールによる。到着確認のため、送信後に電話連絡すること。

６ その他

- （１）契約保証金

契約保証金の納付を要する。

ただし、有価証券の提供又は金融機関もしくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

- （２）契約書

契約書の作成を要する。